

1 開催日

2 委員長開会宣言

- 3 議事
- 日程第 1 会議議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 市教委第 38 号 教育長の選任について
  - 日程第 3 市教委第 39 号 議席の決定について
  - 日程第 4 市教委第 40 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
  - 日程第 5 市教委第 41 号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
  - 日程第 6 市教委第 42 号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について
  - 日程第 7 市教委第 43 号 西森奨学資金給付規則の一部改正について
  - 日程第 8 市教委第 44 号 高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について
  - 日程第 9 市教委第 45 号 高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
  - 日程第 10 市教委第 46 号 高知市通学バス運行規則の一部改正について
  - 日程第 11 市教委第 47 号 高知市就学援助規則の一部改正について
  - 日程第 12 市教委第 48 号 高知市春野郷土資料館条例施行規則の制定について
  - 日程第 13 市教委第 49 号 高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の制定について
  - 日程第 14 市教委第 50 号 高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会規則の制定について
  - 日程第 15 市教委第 51 号 高知市立公民館条例施行規則の一部改正について
  - 日程第 16 市教委第 52 号 高知市春野スポーツ施設条例施行規則の制定について
  - 日程第 17 市教委第 53 号 高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
  - 日程第 18 市教委第 54 号 高知市体育指導委員規則の一部改正について
  - 日程第 19 市教委第 55 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について
  - 日程第 20 市教委第 56 号 高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について

報告 教育長専決処分

第 405 回高知市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案について

4 委員長閉会宣言

## 5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 淵 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	田 中 十 糸 子
	5 番委員	吉 川 明 男
(2) 事務局	教育次長	小笠原 哲 司
		舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	岡 村 修
	学事課長	佐々木 正 彦
	生涯学習課長	成 岡 和 俊
	スポーツ振興課長	尾 原 徳 重
	青少年課長	成 岡 賢 一
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	片 岡 正 樹
	学校教育課指導主幹	杉 本 政 文
	総務課総務係長	藤 原 哲
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成 19 年 12 月 20 日 (木) 15:59 ~ 17:35 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

澤田委員長 ただ今から、第 1010 回高知市教育委員会 12 月定例会を開会いたします。  
初めに「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は吉川教育長さん、お願いいたします。  
それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 38 号「教育長の選任について」を議題といたします。  
この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第 10 条の規定に基づき秘密会とし、同規則第 13 条第 4 項の規定に基づき会議録に記載しない。)

澤田委員長 秘密会を解きます。  
それでは、次に日程第 4 市教委第 40 号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」事務局の説明を求めます。

総務課長 総務課長の弘田です。議案書の 4 頁をお開けください。日程第 4「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」でございます。

本年、6 月 27 日に学校教育法等の一部を改正する法律が施行されまして、今月の 26 日に一部が施行されることとなりました。その施行に伴いまして、4 頁に記載のある関係する 5 つの規則を一括して改正するための規則を定めるものでございます。内容につきましては、学校教育法の改正に伴い、学校教育法の中の条がずれまして、教育委員会の規則の中でずれた条文を引用している関係する条項を改正するものでございまして、その内容につきましては、変更ございません。

なお、学校教育法等の一部を改正する法律の主旨でございますが、改正教育基本法において示された教育理念に基づきまして、義務教育の目的を定めたり、学校の種類毎の目的や教育の目標を見直す、それから、学校の組織・運営体制の充実を図るため、新たに副校長を設ける等、さまざまなことによりまして、学校教育の一層の充実を図るものとされております。

説明につきましては以上でございます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。  
ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。  
市教委第 40 号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を原案のとおり決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長           ご異議なしと認めます。よって市教委第 40 号は原案のとおり決しました。  
次に、日程第 5 市教委第 41 号から日程第 19 市教委第 55 号までですが、1 月の春野町との合併に伴う関係規則の制定及び改正ということですので、一括して審議することとします。事務局の説明をお願いします。

総務課長            総務課長の弘田です。日程第 5 から日程第 19 までを一括して説明いたします。議案書では 15 頁から 100 頁までにわたる内容でございます。これらの議案は、近づいてまいりました 1 月 1 日の春野町との合併に伴いまして、関係する規則をそれぞれ制定、あるいは改正するものでございます。本来なら詳細にご説明すべきところでございますが、何分、件数が 15 件と多いこともございまして、件名を読みあげさせていただくということで、内容についての説明は省略させていただきたいと思っております。なお、規定整備の概略を申し上げますと、春野町との合併により新たに高知市の施設となります「春野公民館他分館 15 館」「春野郷土資料館」「春野文化ホールピアステージ」「春野スポーツ施設」等の施設管理・運営のための規定の整備や就学援助制度、その他の制度を春野町の該当者に適用するための規定の整備等を行うものでございます。

それでは、「制定する」あるいは「改正する」規則の件名を読みあげさせていただきたいと思っております。件名につきましては、議案書の 1 頁の方にございますが、まず、「高知市教育委員会のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正」内容的には 15 頁以降にあります。

続きまして、「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正」21 頁以降にございます。それから、「西森奨学資金給付規則の一部改正」25 頁以降にあります。それから、「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正」28 頁以降にあります。次に「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正」31 頁以降にあります。「高知市通学バス運行規則の一部改正」53 頁以降にあります。「高知市就学援助規則の一部改正」56 頁以降にあります。「高知市春野郷土資料館条例施行規則の制定」59 頁以降にあります。「高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の制定」64 頁以降にあります。「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会規則の制定」75 頁以降にあります。続きまして、「高知市立公民館条例施行規則の一部改正」77 頁以降にあります。「高知市春野スポーツ施設条例施行規則の制定」81 頁以降にあります。続きまして、「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正」85 頁以降にあります。「高知市体育指導委員規則の一部改正」91 頁以降にあります。最後になります、「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正」94 頁以降にあります。以上、説明させていただきましたが、なお、質問がございましたら各所課長が集まっておりますので、質問をお受けしたいと思っております。よろしく願いいたします。

澤田委員長           ご質問はございませんか。

溝淵委員            この新しい制定の部分ですが、「資料館」とか「ピアステージ」とか「スポーツ施設」とかは、春野町の時の条例と内容は変わらずに高知市の条例に組み込んでいるといった感じですか。

総務課長            整理の仕方としては、項目とかは高知市の項目に合わせて、内容は春野町で運用していた内容を引き継いでおります。

澤田委員長           他にございませんか。

吉川教育長 今日、経済文教委員会で予算議案・予算外議案が審議をされましたが、結果的にはアスパルこうちの指定管理者の議案について、共産党が指定管理者の導入そのものに反対しましたが、それが賛成多数で承認されました。その経済文教委員会の審議の中で、新聞報道されているいくつかの春野町役場の不手際ですが、教育委員会所管では、そういったことはないとのことでした。小笠原教育次長を中心とした部会の方で、合併に係ることについての詰めをしてきたわけですが、その不手際・不祥事等の大きな手落ちはございません。まず、先もないだろうと思っております。ただ、春野町の公民館・分館は 16 ございますが、活動がまちまちで活動されているところとほとんど活動されてないところがあって、分館の位置づけをするには若干無理がありました。春野町の方でそのように位置づけておりましたので、一旦は分館として認めていきますが、先の活動状況によっては検討し直しということになると思います。

それから、この最終頁の地図の右上に南ヶ丘という新興団地がございます。ここへ若い世帯が入っており、お子さんがおられるということで、地図の右下の春野東小学校まで徒歩で通わなければならないということで、それで、横浜新町小学校の方へという校区の見直しの話が 2・3 年前からございまして、私の方から境界を越えての校区の見直しは全国的に例がないと伝え、横浜新町小学校も満タンの状況でございますのでお断りをしてきた経過がございます。これが合併で高知市となるので、南ヶ丘団地の方からは要望があるものと思います。この 2 つ以外に大きな問題はあがっておりません。

澤田委員長 他にございませんか。

溝淵委員 南ヶ丘からの通学路に危険な場所とかはありませんか。

佐々木課長 民家のないところはあります。

吉川教育長 道が狭いということよりも、不審者とかの危険性を南ヶ岡団地の方は心配されておられると思います。

澤田委員長 人数的にはどのくらいいらっしゃいますか。

佐々木課長 300 人くらいいると思います。

吉川教育長 南ヶ丘団地だけで 300 人も・・・。

澤田委員長 他にご意見がなければ、この件は終了し採決に移ります。  
市教委第 41 号から 55 号までの「春野町との合併に伴う関係規則の制定及び改正について」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同 意義なし。

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって市教委第 41 号から第 55 号までは原案のとおり決しました。

次に、日程第 20 市教委第 56 号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

- 総務課長 総務課長の弘田です。議案書の101頁をご覧いただきたいと思います。  
日程第20「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」でございます。  
内容につきましては、江ノ口市民図書館は現在改築中ございまして、近くの筒井ビルの2階に仮移転をしております。この改築中は貸出用の会議室がなくなるため、一旦、規定を削除するというものでございます。なお、改築後は、新たに会議室ができる予定でございます。内容は、以上でございます。
- 澤田委員長 この件に関して質疑はございませんか。よろしいでしょうか。  
それでは、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第56号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 委員一同 意義なし。
- 澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって市教委第56号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決しました。  
続きまして、教育長専決処分の報告「第405回高知市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案について」事務局の説明を求めます。
- 総務課長 総務課長の弘田です。議案書の104頁をお開けください。  
「第405回高知市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案」につきましては、先月の定例会で内容を事前にご説明させていただいたうえで、教育長の専決処分を経て今議会に提案させていただきましたので、ご報告させていただきます。  
提案いたしました内容につきましては、107頁・108頁にございますので、ご覧いただきたいと思います。内容につきましては、前回ご説明させていただきました内容と同じになりますので省略させていただきますが、本日の経済文教委員会におきまして、先ほど吉川教育長から説明がありましたが、「青年センターの指定管理者の指定に関する議案」は、日本共産党が反対でしたが賛成多数でございました。それ以外の11件の議案については、全会一致で承認をいただきましたことを併せてご報告させていただきます。以上でございます。
- 澤田委員長 この件に関してのご質問はございませんか。  
それでは、この件に関する質疑を終了いたします。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。